

日本医療福祉情報行動科学会 論文および学会・研究会・検討会等での 発表における患者プライバシー保護に関する指針

医療を実施する際、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。症例報告を含む論文あるいは学会・研究会・検討会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者、利用者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は日本医療福祉情報行動科学会の理事会において採択された症例報告を含む論文および学会・研究会・検討会等での発表における患者プライバシー保護に関する指針である。

- ① 患者、利用者個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名を記載しない。また年齢については、検討上必要がある場合を除き、大まかな記載にとどめる(70歳代後半など)。
- ② 患者の職業は治療の目標や計画の検討に必要となることが多いので、化要に応じ個人が特定できない範囲で記載することを可とする(主婦、自営業、会社員など)。
- ③ 患者の住所は原則として記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合(疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど)は、区域までに限定して記載することを可とする(例:広島県、呉市など)。
- ④ 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しない。
- ⑤ すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合はこの限りではない。
- ⑥ 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後(術後)〇週」などと記載する。
- ⑦ 患者・利用者の写真を提示する際には顔あるいは目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- ⑧ 画像や検査情報に含まれる氏名、番号等は削除する。
- ⑨ 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者・利用者自身(またはその遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、当会倫理委員会の承認を得る。
- ⑩ 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省および経済産業省:平成13年3月29日)による規定を遵守する。

採択日:平成21年4月22日